平成２９年（フ）第４５１６号
東京都世田谷区南烏山６丁目33－25　ダイホープラザ千歳烏山Ａ棟308
債務者　戸倉　　祐
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５２２号
東京都板橋区清水町50－６
債務者　廣瀬　明徳
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５２８号
東京都調布市布田５丁目29－２　第１はるび荘Ａ号室
債務者　稲　　靖彦
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５３２号
東京都板橋区赤塚６丁目37－20　第３コーポラス春日201
債務者　西尾　沙織
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５３４号
東京都葛飾区東水元１丁目８－11－101
債務者　村松　純子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５３５号
千葉県松戸市河原塚221－51
債務者　早坂　　資
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５３６号
東京都江戸川区江戸川２丁目12－63－102
債務者　川谷内貴士
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７２号
東京都八王子市中野山王１丁目18番13号セントラルハイツ203号佐藤方
債務者　高田　弘子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４４９５号
埼玉県新座市栗原６丁目６－17
債務者　高城　良子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３２号
東京都昭島市美堀町５丁目２番５号
債務者　松野　朝子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８３号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目１番12号　ダイカンプラザスポーツメント723、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目１番12号　ダイカンプラザスポーツメント519号室
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５２４号
東京都北区豊島５丁目４－２－132
債務者　山西　弘子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５２９号
東京都葛飾区東金町１丁目36－１－602
債務者　伊佐美和子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７５号
東京都東久留米市浅間町３丁目９番22号ベリコリーヌヒバリ102号室
債務者　亀山由起子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６６号
栃木県宇都宮市西川田町957番地13
債務者　岡野　美保
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２１０号
神奈川県大和市下鶴間528番地１　グレイスつきみ野第２－401号
債務者　イシイ　イヨネラ　ニコレッタ
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部